

海外買収ビークルとタックスヘイブン対策 税制

Issue 112, October 2018

In brief

2018年4月1日以後に開始する外国関係会社の事業年度より、新しいタックスヘイブン対策税制が適用されます。これに関連して、2018年1月に、「平成29年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&A(情報)」が国税庁から公表され、同年8月には「平成29年度及び平成30年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&A」(以下、「Q&A」といいます。)として一部改定されました。詳細は、以下国税庁ウェブサイトをご参照ください。

- ▶ 平成29年度及び平成30年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&A
<http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180111/pdf/01.pdf>

アウトバウンドのM&Aでは、買収ビークルとして外国法人が用いられるケースがありますが、そのような買収ビークルが「実体基準」と「管理支配基準」のいずれも充足できない場合には、ペーパーカンパニーとしてタックスヘイブン対策税制の合算課税の対象となる可能性があります。この点、具体的にどのような要件を充足しなければならないのか、実務上の対応として明確ではないところもありましたが、今般のQ&Aには要件を満たすことを明らかにする書類等も含めて具体的な例示が紹介されています。

本ニュースレターでは、M&Aにおける海外の買収ビークルを想定して「実体基準」と「管理支配基準」について解説いたします。

In detail

1. ペーパーカンパニーに関する実体基準と管理支配基準

新しいタックスヘイブン対策税制では、活動実体のない外国関係会社(いわゆるペーパーカンパニー)は、租税負担割合が30%以上である場合を除き、合算課税の対象とされます。ここで、活動実体のない外国関係会社とはどのようなものを指すのかという点については、租税特別措置法において、下記のいずれの基準も満たさない場合をいうこととされています。

(1) 実体基準

主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有している外国関係会社(同様の状況にある一定の外国関係会社を含みます。)

(2) 管理支配基準

その本店所在地国においてその事業の管理・支配等を自ら行っている外国関係会社(同様の状況にある一定の外国関係会社を含みます。)

ペーパーカンパニーには該当しないということを主張するためには、納税者側から上記のいずれかの基準を満たすことを明らかにする書類等(以下、「証明書類」といいます。)を提示又は提出することが求められます。

2. Q&A における証明書類の例示

(1) 実体基準に関する証明書類

納税者が外国関係会社について実体基準を満たしていることを証明するための書類として、Q&A では、下記の書類が例示されています。

① 主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設の存在を明らかにする書類

✓	固定施設を取得又は賃借等した場合の売買契約書、賃貸借契約書、登記簿謄本
✓	固定施設の賃料や維持管理費用を負担していることが分かる書類
✓	固定施設の外観・内観写真
✓	事務所等のパンフレット

② その固定施設が主たる事業に必要であり、かつ、実際に利用されることを明らかにする書類

✓	社内組織図、事務所等における配席図等のレイアウト表
✓	シフト表、事業活動の内容が分かる定期報告書(日報や月報等)
✓	維持管理費用の支出等の明細
✓	役員及び使用人が固定施設において主たる事業に係る業務等に従事している実態を確認できる資料

つまり、上記のような書類を整え、提示することにより、固定施設が単なる物的設備として存在しているだけでなく、事業活動を行うための人員が実際に配備され、そこで実際に事業活動が行われていることを説明することが求められます。

(2) 管理支配基準に関する証明書類

納税者が外国関係会社について管理支配基準を満たしていることを証明するための書類として、Q&A では、下記のものが例示されています。

✓	本店所在地国で開催した株主総会又は取締役会に係る株主総会議事録又は取締役会議事録
✓	本店所在地国で外国関係会社が事業方針や業績目標を定めたことが分かる資料
✓	本店所在地国で策定した事業計画書や社内稟議書等
✓	本店所在地国において外国関係会社の役員の名で締結した契約書や作業指図書

つまり、上記のような書類を整え、提示することにより、外国関係会社が自ら事業方針や業績目標などを定め、それを達成するために事業計画等を策定するなど、事業をどのように運営していくかを決定し、それらに基づき、裁量をもって事業を執行していることを説明することが求められます。

3. 海外買収ビークルと実体基準・管理支配基準

アウトバウンドの M&A では買収ビークルとして外国法人が用いられ、また、買収ビークルが対象企業グループの買収後も合併等せずに存続するケースもあります。そのような場合に買収ビークルが日本のタックスヘイブン対策税制の適用により実効税率の高い日本で合算課税の対象となる場合には買収企業グループ全体の実効税率を高くしてしまう可能性もあります。

どのような買収ストラクチャーとするか、買収後の PMI をどのように実行するか、といったストラクチャリングの検討も当然に重要ですが、買収後のストラクチャーにおいて買収ビークルが残ってしまう場合で、子会社からの配当所得以外の所得が生じることが想定される場合は特に、ペーパーカンパニーとして日本のタックスヘイブン税制の適用対象とならないよう、上記の「実体基準」および「管理支配基準」についても慎重に検討し、証明書類も準備の上、将来の税務調査に備える必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

山岸 哲也

080-1114-3872

tetsuya.t.yamagishi@pwc.com

パートナー

松永 智志

080-9429-7062

satoshi.y.matsunaga@pwc.com

ディレクター

野中 貴史

070-3247-6503

takashi.t.nonaka@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。